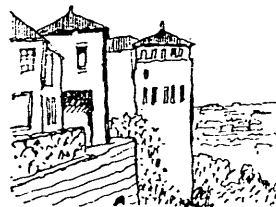


公的疾病保険の傾向

Fritz Kastner (西ドイツ)



本稿には、公的疾病保険の創設から現在までにいたる評価と、将来に予想される傾向の研究が示されている。

1884年の公的疾病保険は、当初、限られたグループの人びと、つまり、工業労働者だけをカバーしていた。これら労働者の生計は、労働力を売る能力に依存しており、したがって、疾病はかれらの生活手段に対する脅威となっていた。初期段階では、疾病保険制度によってカバーされる労働者数は、全人口の10%にすぎなかった。時を経るにしたがって、適用は次第に他のカテゴリーに拡大されてきたが、本質的には、この拡大は、生計維持の唯一の手段として雇用がもっている意義の増

大と、疾病によってこうむる財政的影響に対し、全国民のうち他のカテゴリーに属する人びとに保護を提供する必要性を証明するものである。現在では、全人口の約85%がカバーされており、強制保険に対する所得の最高制限がすべて廃止されるまでは、時間の問題にすぎない。その制限が廃止されると、全被用者がカバーされることになるであろう。しかし、最近、自営業者もカバーすべきであるという主張が、次第に現われている。その理由は、自営業者も定期的な稼得活動による所得に依存しており、かれらの生計は、保険がないので、疾病の場合には、被用者と同様に脅威にさらされているからである。間もなく、あるいはやや遅れて、被用者の制度として考

えられた疾病保険のもつ当初の概念は、一般的社会保険の包括的な制度に託された利益となるように、放棄されなければならないであろう。

疾病保険のもっていた当初の機能は、労働不能の場合に、被用者の生計手段を保証することであった。初期段階の基本的疾病給付は、最高13週間にわたり、通常の労働によって取得する収入日額の50%相当額であった。医療は補足的役割を果たしていたが、これは給付の主要な目的が、生計に対する物質的手段を保証することであったことを示している。主要な改正はこの傾向に基づいて行なわれ、疾病給付の最高支給期間は、1903年に13週から26週に延長され、1957年には、使用者拠出に追加を加えることによって、疾病給付の支給率は、当初の6週間に限り、純収入の90%に引き上げられ、その期間以後従来の50%という支給率が引き続き適用された。1961年には、支給率は扶養家族数に応じて異なることになり、その比率は疾病給付の資格取得に要求された期間を通じて取得した基本収入の65%から75%までとされ、同時に、支給期

間は26週から78週に延長された。さらに、労働不能の当初6週間、使用者はその支給率による給付と、受給者の純賃金との差額を、労働者に支払うように要求されている。1965年には、最近の改正により、労働不能の当初6週間について、支給率は75%から85%に引き上げられた。したがって、現在、労働不能の場合に生計の維持を保障する現行制度では、当初6週間の間における賃金と俸給の喪失に対して、全額が補償されている。7週目以後、賃金取得者と俸給取得者は双方とも、これらの純収入より僅かに低い比率の疾病給付に対する受給資格をもっており、また資格取得期間は最高18か月までに延長された。この一連の動向は、疾病給付の目的が変わってしまったことを示している。つまり、その機能は、もはや単に最低生活を保護しようとするものではなくて、各人の社会的地位を維持しようとしているのである。給付のもつこの形は、将来にも事実上これ以上に向上するとはほとんど考えられないので、この傾向は最高点に到達してしまったと思われる。しかし、この予想は医療には適用されない。現在、期

間の制限なしに給付が認められないので、給付の支給期間を延長するとは予想できないが、医療費は不均衡な増大を示してきた。これは救急処置と入院加療の双方についていえることで、予防的活動と処置は、その目的に対して支給される給付の相対的な比率を多少

上昇させるであろうということも、予想されている。

※ 疾病金庫連合会会長

Trends in Statutory Sickness Insurance, "Entwicklungstendenzen der gesetzlichen Krankenversicherung", *Die Ortskrankenkasse* No. 9-10, 1968, pp. 337-346 No. 27, '69

皆 年 金

— 補足的年金制度の将来に関する報告 —

(オランダ)



本稿には、補足的年金の現状に対する改善案の検討が示されている。この検討はオランダ労働組合評議会の訓練・調査研究所が行なったものである。

年金制度の発達について簡単な考察が行なわれた後に、現状について詳細な統計的分析が行なわれている。多数の労働者は補足的年金制度に加入する機会をまだ与えられていな

いし、そのような制度に加入する者のうち多くの人びとは、適切な年金を得ることができないであろう。この状態では、補足的年金保険の必要性は明白である。人口の傾向も、将来年金制度の問題が次第に大きくなるであろうということを示している。主要な問題は、現行制度の仕組み、年金の水準、および物価もしくは賃金の上昇に対する年金の指数調整である。満足すべき調整を実現するために